

10 高齢者の権利擁護

【推進の視点】

高齢者虐待は依然として増加傾向にあることから、高齢者虐待防止法について理解を深めるとともに、複雑・多様化する高齢者やその家族への相談機能の強化、介護施設従事者に対する研修等を通じて、その発生防止に努めていく必要があります。

消費生活相談や成年後見人制度の活用により、高齢者の日常生活を支える体制を確保する必要があります。

【推進方策】

- ・ 高齢者虐待の発生防止に向けて、高齢者虐待防止・相談支援センターにおいて、市町村や地域包括支援センターでは対応が困難な虐待等の事例に対して専門的な助言・支援を行うとともに、市町村等の虐待相談担当職員や介護保険施設等職員に対する資質向上を図るための研修会を開催します。
- ・ 市町村や関係機関のほか、民生委員や一般住民なども対象とした権利擁護のためのシンポジウムを開催します。
- ・ 認知症高齢者が地域において自立した生活を送れるよう、地域福祉生活支援センターが実施する日常生活自立支援事業を支援するとともに、権利擁護対策は住民に身近な市町村との一体的な取組が重要であることから、市民後見人の普及に併せて、市町村社会福祉協議会との連携強化を図ります。
- ・ 高齢者の消費生活相談に当たっては、市町村の地域包括支援センターや相談支援の窓口など関係機関と連携することにより、高齢者であることなどに配慮した相談対応を行うとともに、特殊詐欺などによる高齢者の消費者被害の未然防止と早期発見のためには、周囲による見守りが必要であることを踏まえ、各地域における消費者被害防止ネットワークづくり、さらには、より実効性のある効率的な見守りのため個人情報の取扱いが可能となる消費者安全法上の消費者安全確保地域協議会の設置を進め、消費者教育、啓発活動に努めます。
- ・ 判断能力が十分でない人が、不利益を被ることがないように、家庭裁判所や関係機関と連携して広域的な見地から必要な助言を行うなどして、市町村における成年後見制度の取組を一層促進するほか、北海道地域福祉生活支援センターが行う福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理などの取組を支援します。

関 連 事 業 名	実施主体	概 要
高齢者虐待防止・相談支援センター運営事業	道	高齢者虐待防止研修会の開催等
人権啓発活動地方委託事業	道	高齢者の権利擁護のためのシンポジウムの開催等
地域福祉生活支援センター運営事業費補助金	団体	認知症高齢者等に係る福祉サービス利用手続代行、日常的金銭管理の支援等に対する助成
北海道社会福祉協議会補助金	団体	各種の社会福祉活動を行う北海道社会福祉協議会に対する助成 各種の社会福祉活動を行う北海道社会福祉協議会に対する助成
消費者行政推進事業（消費者教育及び地域ネットワーク設置促進事業）	団体	効果的な消費者教育の推進や地域レベルでの市町村や関係機関等と連携したネットワーク（消費者安全確保地域協議会）の設置促進

11 災害・感染症に係る体制整備

(1) 災害に対する体制整備

【推進の視点】

在宅の高齢者で、災害発生時に情報の入手や自力での避難が困難な方は、大きな被害を受ける可能性があることから、平時から、災害時における支援体制を準備しておくことが重要です。

また、近年の災害においては、高齢者等の災害時要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合もあり、災害時要配慮者の避難生活中的福祉ニーズへの対応が必要です。

介護保険施設等は、多くの自力避難の困難な方が利用されていることから、利用者の安全を確保するため、各種災害に備えた体制を整備しておく必要があります。

【推進方策】

- ・災害時における要介護高齢者等の避難行動などの確保に向け、避難行動要支援者名簿が活用され、個別の避難計画の策定が進むよう、道が策定した「災害時における高齢者・障がい者等の支援対策の手引き」などにより、市町村等の関係機関や関係団体の取組を促進します。
- ・災害時に、高齢者等の災害時要配慮者ひとりひとりの福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等を防止するため、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム（DWAT）」を組成するとともに、必要な支援体制を確保することを目的に、官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」を構築します。
- ・災害時に要介護高齢者等が安心して避難できる体制を整備できるよう、市町村における福祉避難所の確保を促進するとともに、その設置・運営に必要な資器材の確保や道による独自の支援制度である被災者相談や福祉的支援等を行うことを目的とした「北海道災害派遣ケアチーム（DCAT）」等による人材の確保への支援を行います。
- ・介護保険施設等に対する集団指導において、非常災害対策の取組の強化について指導するとともに、実地指導の実施等により、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の設置状況や、非常災害対策計画の策定状況、避難訓練の実施状況等について確認し、適切な措置を講じていない施設等に対しては、改善が図られるよう指導します。
- ・施設関係団体と道との「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」に基づき、災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者などが入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を行います。

関 連 事 業 名	実施主体	概 要
災害福祉広域支援ネットワーク 構築事業	道	官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」 の構築
地域づくり総合交付金（福祉振 興・介護保険基盤整備事業） （再掲）	市町村	福祉避難所の設備整備等に対する助成
介護保険事業者等指導監督（再 掲）	道	居宅サービス事業者、介護予防サービス事業 者、介護保険施設に対する指導監査

(2) 感染症に対する体制整備

【推進の視点】

治療法が確立されていない感染症や人へのまん延が懸念されている新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症など、新興・再興感染症に対応した健康管理体制の強化が必要です。

特に、高齢者は感染すると重症化しやすいことから、道、市町村及び介護事業所等が連携し、感染症対策に向けた体制を整備する必要があります。

【推進方策】

- ・国、市町村、介護事業所等と連携し、感染症の発生に備え、平時からの情報交換、連携体制の確認、訓練の実施等を推進します。
- ・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策の普及を図り、自らの発症が疑わしい場合は、感染を広げないように不要な外出を控えるといった正しい知識の理解促進を図ります。
- ・平時から社会福祉施設における感染防止に係る衛生用品等を確保・備蓄し、介護施設等への迅速な供給体制を整備します。
- ・介護保険施設等に対する集団指導において、国からの関係通知を周知し、感染予防とまん延防止の重要性を説明します。また、実地指導の実施等により、適切な措置を講じているか等を確認し、適切な措置を講じていない施設等に対しては、研修動画等を活用するなど、より実践的な方法で、実効性のある感染症対策となるよう指導します。
- ・介護施設等で集団感染が疑われる事例が発生した場合、利用者の健康管理や介護を維持するため、速やかに現地支援対策本部を設置するなどし、施設内感染拡大防止や感染者の入院調整を行います。
- ・介護事業所等において、新型コロナウイルスの集団感染の発生など、早急に感染拡大防止策を講じる必要がある場合に、感染症管理看護師（ICN）等の感染症対策に係る専門家を派遣し、感染管理指導や助言等の技術的支援を行います。
- ・介護事業所等の職員が新型コロナウイルス等の感染症に罹患し、介護職員等が不足した場合に、介護職員等を派遣する体制を整備し、介護サービスが維持できるよう支援します。
- ・在宅で生活する要介護者の家族が罹患し、濃厚接触者となった際に、短期入所サービスを円滑に受けられる体制を整備します。
- ・この計画に基づく各種事業の実施にあたっては、新北海道スタイルの取組の実践による感染拡大防止策の徹底に十分留意するとともに、オンライン研修やイベント、Web会議の導入など、感染防止対策と参加者の利便性に配慮した取組を推進します。

関 連 事 業 名	実施主体	概 要
社会福祉施設等感染症対策支援事業	道	新型コロナウイルス等対策の実施に必要な衛生用品等の備蓄、人員が不足している施設への介護職員等の派遣
介護保険事業者等指導監督（再掲）	市町村	居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、介護保険施設に対する指導監査
感染症対策専門家派遣事業	道	集団感染が発生した施設等への感染症対策専門家の派遣
在宅要介護者受入体制整備事業	道	介護者が新型コロナウイルスに罹患した場合の在宅要介護者の受入れ体制の整備

12 地域共生社会の推進に向けた世代間の協力体制の構築

【推進の視点】

少子高齢化等による急速な人口減少や価値観の多様化、地域における人々のつながりの希薄化などを背景として、高齢者や障がいのある方、子ども等に対する虐待や孤立死への対応、生活困窮者への支援など、地域福祉をめぐる諸課題は複雑化・深刻化してきています。

このため、高齢者や障がいのある方、子ども等を含む全ての人々がお互いに支え合いながら、一人ひとりが役割を持ち活躍できる「地域共生社会」の実現をめざして、分野横断的に共通して取り組む施策等を推進する必要があります。

最近では、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」、晩婚化、晩産化を背景に育児期にある方や世帯が親の介護と子育てを同時に行う「ダブルケア」、さらに、18歳未満の子が通学又は仕事をしながら病気・障害のある家族や身近な人への介護・世話をを行う「ヤングケアラー」や「介護離職」の問題が指摘されており、こうした家族介護者の方々に対する支援の重要性が指摘されています。

また、単独高齢者の増加や地域コミュニティの脆弱化などから、地域における多世代間の相互理解と助け合いの意識醸成が必要です。

【推進方策】

○地域共生社会の推進

- ・福祉的な支援を必要とする方々が安全で安心して暮らし、地域の中で孤立することがないよう、市町村や社会福祉協議会等の関係機関や民生委員・児童委員、老人クラブ、町内会、民間事業者等による支援が重層的に提供される地域づくりを促進します。
- ・市町村やNPO、社会福祉法人等を対象に、「共生型地域福祉拠点」の考え方や先進的な取組事例の情報提供、意見交換等を通じた普及啓発を行い、「共生型地域福祉拠点」の整備促進に向けた気運の醸成を図ります。
- ・医療や介護、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの包括的な支援体制の確保が一層図られるよう、同一事業所内で高齢者と障がいの福祉サービスを受けられる「共生型サービス」の提供体制の整備を推進します。
- ・地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応するため、市町村が行う相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の取組を支援します。

関 連 事 業 名	実施主体	概 要
地域づくり総合交付金（福祉振興・介護保険基盤整備事業） （再掲）	市町村 団体	共生型地域福祉拠点の整備等に対する助成
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	道	市町村が実施する重層的支援体制整備事業の取組に対する後方支援

○家族介護者への支援

- ・「老老介護」、「ダブルケア」や「ヤングケアラー」など、家族介護者が直面する課題の把握に努めながら「地域子育て支援拠点」、「学校・教育委員会」と「地域包括支援センター」とが相互に連携が図られるよう、効果的な先進事例を示しながら市町村に働きかけるほか、シンポジウムの開催など、広くケア問題に対する理解が得られるよう、道民への周知を図ります。
- ・介護実習・普及センターにおいて、家族介護者や介護に関心のある地域住民への介護技術研修会を開催します。
- ・「ヤングケアラー」の問題については、国が教育現場に対して実施している全国調査の結果を踏まえ、保健福祉・雇用・教育分野の各部局が連携して対策の検討を進めます。

関 連 事 業 名	実施主体	概 要
人権啓発活動地方委託事業（再掲）	市町村 団体	高齢者虐待を防止するため、高齢者の権利擁護のためのシンポジウム等において、ダブルケア問題も含めた普及啓発の推進

○各種相談体制の充実

- ・介護実習・普及センターにおいて、生活支援に関する情報提供を行うとともに、高齢者虐待防止・相談支援センターにおいて高齢者本人や家族の権利擁護や虐待防止など専門的な相談に対応します。
- ・介護サービス利用者の疑問や不満、不安の解消を図るため、市町村で活躍している高齢者や民生委員等が介護サービス利用者等からの相談に応じる介護相談員派遣等事業の取組を支援します。
- ・北海道労働局と合同で説明会を開催し、介護休業に係る制度を含め、労働環境に関する各種制度の周知に努めます。
- ・幅広い住民の参画、交流を通じて地域の課題を見出し、共通認識をしてもらうとともに、支援を「受ける側」とされていた人達が「支え手」として、地域福祉の取組に主体的に参画できるよう、関係団体とも連携し、コミュニティソーシャルワーカーの育成に取り組みます。

関 連 事 業 名	実施主体	概 要
介護職員等研修事業（再掲）	道	介護実習・普及センターにおける生活支援に関する情報提供の実施
高齢者虐待防止・相談支援センター運営事業（再掲）	道	高齢者や家族等からの虐待相談対応、市町村の相談機関への支援等
地域支援事業交付金（再掲）	市町村	介護相談員派遣等の実施